

子育てにかかるお金のアレコレを学ぶ...

KIDS Komachi ママの子育てマネー塾



Vol. 12

トラブルが起きてからじゃ遅い!! いざというときに役立つ保険 「個人賠償責任保険」について

我らが神田塾長は「お金を守る・増やす」ことを仕事にしているファイナンシャルプランナーなだけにお金に関する知識は豊富。「お金のプロ」が今回KIDS Komachi読者の皆様に伝授してくれるのは「損害保険」。小さなお子様がいるお宅は備えておくと、いざという時に役立つ「個人賠償責任保険」について。詳しく教えて、神田塾長～!!

塾長

ファイナンシャルプランナー
神田 雅也 先生

PROFILE

大手ハウスメーカーでの不動産業を経て金融業界を経験。独立後は顧客のライフプランの実現を目指し、保険の見直し、住宅ローン提案、税金対策や資産運用、財務管理を行っている。

長野FP設計事務所
☎026-219-2150 ①http://www.naganofp.com/

いざという時の
心強い味方です♪



ナゲットのソースは
マスタード派です

個人賠償責任保険が付加できる保険

※個人賠償責任保険が付加されているクレジットカードもあります



火災保険



自動車保険



障害保険

補償の対象例

- 買い物中に商品を落とし破損させてしまった。
- 飼っているペットが他人を噛んでケガを負わせてしまった。
- 子どもが駐車場に停めてあった他人の車にキズをつけてしまった。
- マンションの風呂場からの水漏れにより、階下のおうちの家財に損害を与えてしまった。
- ベランダに置いてあった鉢植えが風により落下し、歩行者の頭に当たりケガを負わせてしまった。

※他人の「身体」や「財物」に損害を与えた場合が対象となりますので、他人への名誉毀損やプライバシー侵害といったケースは補償の対象外です

対象とならないもの

- 契約者、被保険者の故意によるもの。
- 地震・噴火・津波といった自然災害によるもの。
- 職務の遂行中の賠償事故
- 他人からの借り物を壊した場合の賠償事故
※このような事故に特化した特約もあります。
- 同居の親族に対する責任 など

子どもが思いもよらないことをしでかすことも!
思いもよらない事故が不意に起こることも!!
いざという時のためにも「個人賠償責任保険」は入っておくと
安心な保険です。

Q

子どもが駐車場に停めてあった他人の車を傷付けてしまい、相手から修理代の請求をされてしまいました。現在、加入中の保険で弁償することは可能でしょうか?



千原姉妹さん(飯山市)

A

トラブルは思いがけずやってくるものです。千原姉妹さんは、個人賠償責任保険に加入されていますでしょうか? 「個人賠償責任保険」とは、個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。「個人賠償責任保険」は、現在千原姉妹さんが入っている火災保険、自動車保険、傷害保険などの補償に付帯されていることが一般的です。千原姉妹さん自身が入ったつもりがなくても、もしかし

たら加入しているかもしれません。また「個人賠償責任保険」の被保険者は「生計を共にする同居の親族」となっています。したがって、世帯主が契約すれば、子どもや家族が起こした事故に対しても補償される、ということもこの保険のメリットです。最近では、自転車事故によって他人に大けがなどを負わせてしまった場合など、高額な損害賠償金を請求されるケースなどもありますので、もし加入されていないようなら入っておくと安心ですよ。保険料も月々100円程度と安価です。

ので、保険証券を確認していただくことをおすすめします。また「個人賠償責任保険」の被保険者は「生計を共にする同居の親族」となっています。したがって、世帯主が契約すれば、子どもや家族が起こした事故に対しても補償される、ということもこの保険のメリットです。最近では、自転車事故によって他人に大けがなどを負わせてしまった場合など、高額な損害賠償金を請求されるケースなどもありますので、もし加入されていないようなら入っておくと安心ですよ。保険料も月々100円程度と安価です。

長野FP設計事務所

神田塾長のホームページはコチラ↓

長野FP

検索

過去の記事も読めるのでぜひ、ご覧ください



相手の方にご迷惑を掛けてしまい、お金を請求された場合に補償対象になる保険が個人賠償責任保険です。すべてのケースで給付されるわけではありませんが、トラブルの際には活用されることをおすすめ致します。

塾長より
個人賠償責任保険に
加入しておくことを
おすすめ致します!!

